

会 議 録					
行田市教育委員会 令和5年第4回 3月定例会					
招集年月日	令和5年3月24日(金)		開会場所	行田市産業文化会館 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	3月24日(金)	午後 2時00分	教育長 齋藤 操	
	閉会	3月24日(金)	午後 3時20分	教育長 齋藤 操	
教育長	齋藤 操	教育長職務代理者	鹿山高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	齋藤 操				
2	鹿山高彦				
3	飯塚 千十世				
4	大澤 恵子				
5	大竹 洋平				
議 事 参 与 者			書 記		
教育部長	小池 義憲	書記長	長島 浩司		
教育部次長	福原 智	書記次長	横田 嘉織		
教育部次長		書記	久積 史明		
兼教育指導課長	石崎 昌稔				
教育総務課長	長島 浩司				
学校給食センター所長	小林 誠				
生涯学習スポーツ課長	野口 啓司				
文化財保護課長	中島 洋一				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	新井 大				
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	柿沼 誠				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
教育部副参事	嶋村 理彦				
教育部副参事	岡部 将弘				
教育支援センター所長	田口 範幸				
教育指導課主幹	泉 暢彦				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和（省略）</p> <p>教育長 本日の会議日程は報告1件及び議案12件である。日程第2は、人事案件であることから会議は非公開、その他は公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、2月定例会及び臨時会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 2月定例会及び臨時会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 答申については、平成31年3月に策定した現在の再編成計画の見直しについて、昨年3月に、行田市公立学校通学区域等審議会に対して諮問し、その後、3回の審議を経て、令和5年3月10日に教育長に対して答申されたものである。</p> <p>内容については、学校規模、配置に対する基本的な考え方として、概ね現在の再編成計画を踏襲しているが、新たな提案として、学校再編成に着手する基準を設け、保護者や地域等の意見を取り入れ理解を得ながら、再編成を進めてほしいとの意見をいただいている。</p> <p>今後については、本答申を考慮し、本市における学校再編成の進め方について、検討していく。</p>	
	報告第1号 行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画の見直しに関する答申について		

	<p>議案第14号 令和5年度行田市教育行政 重点施策について</p> <p>議案第15号 行田市教育委員会事務局処 務規則の一部を改正する規 則について</p>	<p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 学校規模の推移をみると、スピード感をもって進めていく必要があると思う。また、校舎の耐用年数もあるので合わせてよろしく願います。</p> <p>教育総務課長 早急に検討に入りたい。</p> <p>飯塚委員 「3 学校の再編成について」の部分以外は、これまでの再編成計画どおり進めていくことになるのか。</p> <p>教育総務課長 最終的な部分は、再度、諮問することになると思うが、審議会においては、基本的には再編成計画を踏襲するという意見である。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 事前にいただいた意見及びその回答をまとめた資料に基づき説明する。(内容別紙関係資料のとおり)</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、学校運営に関する指導・判断の迅速化や、学校と教育</p>
--	---	--

	<p>議案第16号 行田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</p>	<p>委員会の更なる円滑な連携を図るとともに、事務事業の実態に即し、教育委員会事務局の事務分掌について見直しを行おうとするものである。</p> <p>第3条に規定する組織の事務分掌中、教育総務課の学級編制、学校保健及び学校運営協議会等に関する号を削除し、その事務分掌を教育指導課に加えるものである。</p> <p>生涯学習スポーツ課の事務分掌に、旧北河原小学校、旧須加小学校及び旧太田東小学校の施設の管理に関することを加えるものである。</p> <p>文化財保護課の事務分掌に、日本遺産に関することを加えるものである。</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 教育総務課の事務の一部が、教育指導課に移るとのことだが、事務の内容に変更はあるのか。</p> <p>教育総務課長 変更はない。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 学校再編成により、令和5年3月をもって太田西小学校及び太田東小学校が閉校となり、新たに行田市立太田小学校を設置するため「行田市公立学校設置条例」が改正されたことに伴い、学校の公印について規定している「行田市教育委員会公印規則」を改正するものである。</p> <p>学校再編成により閉校となる2校の公印を廃止し、新たに開校する行田市立太田小学校の公印を定めるものである。</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行するものである。</p>
--	--	--

	<p>議案第17号 行田市教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について</p>	<p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 令和3年5月19日に公布された個人情報保護法の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが規定され、本市においても、令和4年12月の行田市定例市議会において、行田市個人情報保護条例の全部が改正され、改正後の行田市個人情報の保護に関する法律施行条例が議決された。</p> <p>この条例改正に伴い、行田市教育委員会の所管する行田市教育委員会個人情報保護条例施行規則についても、所要の改正を行い、併せて、行田市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律及び行田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則と題名を改めるものである。</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、学校再編成により令和5年4月に開校する行田市立太田小学校において、児童に対する通学支援として、新たにスクールバスの運行を開始するため、行田市スクールバス運行管理に関する規則を改正するものである。</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行するものである。</p> <p>鹿山委員 他県などで、スクールバス内に子供が置き去りになったとい</p>
	<p>議案第18号 行田市スクールバス運行管理に関する規則の一部を改正する規則について</p>	<p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、学校再編成により令和5年4月に開校する行田市立太田小学校において、児童に対する通学支援として、新たにスクールバスの運行を開始するため、行田市スクールバス運行管理に関する規則を改正するものである。</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行するものである。</p> <p>鹿山委員 他県などで、スクールバス内に子供が置き去りになったとい</p>

	<p>議案第19号 行田市公立学校医の解職について</p> <p>議案第20号 行田市公立学校医の委嘱について</p>	<p>う報道があったが、そのようなことがないように願います。</p> <p>教育総務課長 引き続き、事業者と密に連絡を取り合いながら、置き去りがないよう運行していく。</p> <p>大澤委員 スクールバスには、運転士の他に乗車補助をする乗務員が乗車するのか。</p> <p>教育総務課長 マイクロバスの運行において、新入学児童もいるため、毎年度当初10日間は乗務員が同乗する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 議案第19号は、学校医として南河原中学校に勤務されている山本直人医師から、令和4年度をもって学校医を辞退したいとの申し出に基づき学校医を解職するものである。 山本医師は、平成18年から南河原中学校の内科学校医として学校保健の向上に尽力された。 議案第20号は、学校医の担当校の変更及び学校医の解職により、行田市医師会から新たに推薦のあった春山護人医師及び竹内広史医師を新たに学校医として委嘱するものである。 春山医師については、西中学校の内科学校医に、竹内医師については、南河原中学校の内科学校医に、それぞれ委嘱するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p>
	<p>議案第21号</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p>

	<p>令和5年度使用点字教科書の採択について</p>	<p>教育指導課長</p> <p>本議案は、令和5年度、市内小学校において第3学年に進級する全盲の児童が適した学習を行うにあたり、点字教科書を使用する必要があるため、点字教科書の採択をするものである。</p> <p>なお、1年生時は、点字に慣れるため、語彙を増やしていくため国語の点字教科書のみ使用であったが、今年度は学習指導の充実や該当児童の点字の理解の範囲を広げていくため、点字教科書の教科数を増やした。3年生では、学習教科の数も増え、指導内容も細かくなってくるため再度、担任、校内の教科書担当者、保護者の理解を図り、保護者も了解したため、案のとおり点字教科書を使用することとなったものである。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員</p> <p>今、使用している点字教科書について、使いづらい等の意見はあるのか。</p> <p>教育指導課長</p> <p>埴保己一学園の教員が、この児童の入学に合わせた形で、本市に転入し、マンツーマンで指導しているが、特に、点字教科書についての意見等は聞いていない。</p> <p>飯塚委員</p> <p>点字教科書に選択肢はあるのか。</p> <p>教育指導課長</p> <p>国が用意する点字教科書は限られており、本市が採択した教科書においては、ボランティア団体が作成したものから採択することになる。</p> <p>大澤委員</p> <p>この児童のための年間指導計画等は組まれているのか。</p> <p>教育指導課長</p>
--	----------------------------	---

	<p>議案第22号 行田市人権教育基本方針について</p> <p>議案第23号 行田市同和教育基本方針について</p>	<p>特別な教育課程が組まれている。可能な限り、他の児童との交流学習も計画している。</p> <p>飯塚委員 まわりの児童の様子はどのようなか。</p> <p>教育指導課長 この児童に対して、理解を示しており、交流学習時はよく声がけもしているようであり、この児童もその声がけに反応している。また、高学年もこの児童がどうすれば学校生活が送りやすいか考えているようであると聞いている。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習スポーツ課長 議案第22号及び議案第23号は、本市が定める行田市人権教育基本方針及び行田市同和教育基本方針を、令和3年3月に、第6次行田市総合振興計画が策定されたこと、また、昨年3月から7月にかけて、埼玉県において関係条例の施行、実施方針等の改定版が策定されたことに合わせ、それぞれ改定しようとするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 感染症に関連する人権問題やインターネットによる人権侵害など、時代を反映した内容になっていると感じた。</p> <p>生涯学習スポーツ課長 人権研修会等においても、時代に合わせた人権課題を取り上げていきたい。</p> <p>大竹委員 これらの方針については、教師を通じて子供たちや保護者に</p>
--	---	---



	<p>議案第24号 行田市立学校給食センター 設置及び管理条例施行規則 の一部を改正する規則につ いて</p>	<p>も指導や周知されているのか。</p> <p>生涯学習スポーツ課長 本課が実施する人権教育講演会や研修会等については、各校 のPTAを通じて、保護者への案内等を行っている。</p> <p>教育指導課長 学校においても、教職員への基本方針の配布、また、子供たち の指導に努めていく。</p> <p>飯塚委員 学校教育における人権教育については、具体的にどのように 行われているか。</p> <p>教育指導課長 道徳や特別活動の時間等において、埼玉県の人権感覚育成プ ログラムを実践している。 併せて、校長会等を通じて、教職員の研修会の実施等につい て、適宜指導している。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長 本案は、物価高騰が続く中、塾や習い事などの費用負担が大 きい中学生を養育する世帯の家計を支援することを目的とし て、令和5年度に限り、中学生の給食費を無償とするため、当該 規則の一部を改正するものである。 附則第4号において、令和5年度における給食費の特例とし て、中学校生徒の給食費を無料とする読みかえ規定を追加する ものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員</p>
--	---	--

	<p>議案第13号 行田市教育委員会所管人事 について</p>	<p>「生徒と同額」とあるのは「月額4,850円」とするという のは、教職員は、無料ではないという理解でよいか。</p> <p>学校給食センター所長 そのとおりであり、生徒のみ0円である。</p> <p>大竹委員 令和6年度以降、給食の無償化が、延長することはあるか。</p> <p>学校給食センター所長 本市において、国の普通交付税の追加交付分となる臨時経済 対策費を活用した経済対策について、さまざまな事業を検討す る中で、令和5年度、中学校の給食無償化という判断をした。令 和6年度についても、全市的な検討、財源状況により、判断する ことになるのではないかと考える。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 これより非公開とする。</p> <p>(非公開)</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	---	--

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和5年4月20日(木) 午後2時00分  
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員